

Once upon a time in Utsunomiya

一枚の絵葉書から 石井敏夫コレクションより 第36回

下野尚徳会正面



（正）会員典下人法事館
下野尚徳会正面
正元年十月以降、恩赦による出獄者の急激な増加により被保護者の収容が困難になつたため小幡二丁目三番地に移転した。しかし、その後財政上の理由により再び旭町に移転。篤志家だけに頼る事業運営は困難を極め、二一年五月二十五日、元の宇都宮監獄番外官舎に戻るなど糾余

同会は、一九一七年三月、財団法人「下野尚徳会」と組織を改編。代表者に宇都宮地方裁判所検事正が就き、市内住吉町に事務所、収容施設を建設した。現在は更正保護法人尚徳有隣会と発展を遂げ、いまに活動を継承している。

下野尚徳会

釈放者の更生保護を目的とした民間団体下野保護会が創立されたのは、一九〇八年（明治四十二年）一月のことである。それまで一八八一年（明治十四年）に定めた「改正監獄則」により、刑期を終えたものの自活できない場合に限り、懲治監（刑務所）内の別房に留め置き社会復帰に向けた訓練が行政によって行われてきた。しかし、その経費が地方負担であることから、監獄費の増大を懸念する声が大きく、八九年（明治二十二年七月勅令第九十三号）

下野保護会は、一九一〇年（明治四十三年）四月一日、宇都宮市に本部を設け宇都宮監獄（宇都宮刑務所／現東武宇都宮百貨店）官舎の一角を借りて事業を開始した。支部は栃木町栃木分監（栃木女子刑務所／現栃木市文化会館）内に置き、主に婦女の保護にあつた。この支部はのちに分離独立、下都賀保護会となりた。現在の栃木明徳会の前身にあたる。

下野保護会は、一九一二年（大正元年）十月以降、恩赦によ

る出獄者の急激な増加により被保護者の収容が困難になつたため小幡二丁目三番地に移転した。しかし、

その後財政上の理由により再び旭町に移転。篤志家だけに頼る事業運営は困難を極め、二一年五月二十五日、元の宇都宮監獄番外官舎に戻るなど糾余

曲折を繰り返した（「栃木県社会事業史」県社会福祉協議会）。

一九一五年（大正十四年）七月、下野保護会は栃木県連合会保護会（一九二二年（大正十一年）設立）と合併し、栃木県中央保護会と改称した。『事業史』によれば、代表に樋口柳吉が就任。これにより同会は、県下保護事業の指導的役割を担い、収容数も直接保護男十八人・女一人、間接保護男六十六人・女一人、一時保護百一人を数えるに至った。

同会は、一九一七年（昭和二年）三月、財団法人「下野尚徳会」と組織を改編。代表者に宇都宮地方裁判所検事正が就き、市内住吉町に事務所、収容施設を建設した。現在は更正保護法人尚徳有隣会と発展を遂げ、いまに活動を継承している。



施設内に設けられた印刷部内部

釈放者の更生保護を目的として

によって廃止された。これにより

一九三九年（昭和十四年）に、「司法保護事業法」が施行されるま

で釈放者の保護支援は、民間有

志の慈善事業に頼らざるほか方

法はなかつた。栃木県では、下野保護会がその任にあつた。

下野保護会は、一九一〇年（明治四十三年）四月一日、宇都宮市に本部を設け宇都宮監獄（宇都宮刑務所／現東武宇都宮百貨店）官舎の一角を借りて事業を

開始した。支部は栃木町栃木分監（栃木女子刑務所／現栃木市文化会館）内に置き、主に婦女の保護にあつた。この支部はのちに分離独立、下都賀保護会となりた。現在の栃木明徳会の前身にあたる。

下野保護会は、一九一二年（大正元年）十月以降、恩赦によ

る出獄者の急激な増加により被保護者の収容が困難になつたため小幡二丁目三番地に移転した。しかし、その後財政上の理由により再び旭町に移転。篤志家だけに頼る事業運営は困難を極め、二一年五月二十五日、元の宇都宮監獄番外官舎に戻るなど糾余

曲折を繰り返した（「栃木県社会事業史」県社会福祉協議会）。

一九一五年（大正十四年）七月、下野保護会は栃木県連合会保護会（一九二二年（大正十一年）設立）と合

併し、栃木県中央保護会と改称した。『事業史』によれば、代表に樋口柳吉が就任。これによ

り同会は、県下保護事業の指導的役割を担い、収容数も直接保

護男十八人・女一人、間接保護男六十六人・女一人、一時保護百一人を数えるに至った。

同会は、一九一七年（昭和二年）三月、財団法人「下野尚徳会」と組織を改編。代表者に宇都宮地方裁判所検事正が就き、市内住吉町に事務所、収容施設を建設した。現在は更正保護法人尚徳有隣会と発展を遂げ、いまに活動を継承している。